

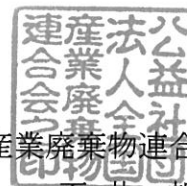
全産廃連発第 302 号

平成 28 年 3 月 31 日

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部長

鎌形 浩史 殿



公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

会長 石井 邦夫



廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の見直しに関する意見

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が平成 22 年に改正されて以降、環境省におかれましては現在、同法の 5 年ごとの見直しの検討を本格的に開始される時期に入られているものと存じます。

当連合会は平成 26 年 8 月より、災害廃棄物対策に係る法制度の在り方を検討するとともに、廃棄物処理法の次期改正を想定した議論を重ねて参りました。

本意見書は、平成 22 年改正後における廃棄物処理法の課題の抽出と次期の見直しに係る論点について、当連合会の法制度対策委員会が中心となり、各部会（収集運搬部会、中間処理部会、最終処分部会、医療廃棄物部会、建設廃棄物部会）及び当連合会の正会員である各都道府県協会の検討の成果を整理・検討し、27 項目にわたる要望事項として取りまとめたものでございます。また、今回の意見書では、他の法令のうち産業廃棄物処理業に及ぼす影響力が比較的大きい法令である「建築基準法第 51 条ただし書き」及び「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下「環境配慮契約法」という。）」の論点についても検討を行い、「8. その他の関連法令に対する要望」として 2 項目の要望事項を取りまとめております。

環境省におかれましては、廃棄物処理法の見直し及び同法の改正案を検討される際には、今回提出させていただいた当連合会の 27 項目の意見を十分に反映いただき、その他の関連法令に対する 2 項目の意見につきましても特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、産業廃棄物処理業者にとっては、法律、政省令、通知等の総体が産業廃棄物処理業に係る規制を実質的に構成していることから、本意見書は廃棄物処理法の本則に限らず政省令以下の見直しも視野に入れた要望内容となっておりますことを申し添えます。

一 廃棄物処理法等の見直しに関する意見の目次一

< 廃棄物処理法関係 >

1. 産業廃棄物処理業の許可等に関する要望事項 … 3頁
 - (1) 産業廃棄物処理業の許可申請手続き等の一層の合理化及び効率化 【要望事項 1～4】
 - (2) 優良産廃処理業者認定制度の優遇措置の拡充等 【要望事項 5～7】
 - (3) 欠格要件の見直し 【要望事項 8～9】
 - (4) 廃棄物処理法における「選別」の業の行為としての明確化 【要望事項 10】
 - (5) 保管に関する規制の見直し 【要望事項 11】
 - (6) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の見直し 【要望事項 12】
 2. 産業廃棄物処理施設の許可等に関する要望事項 … 9頁
 - (1) 産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請手続きの合理化 【要望事項 13】
 - (2) 「移動式がれき類等破砕施設」の設置等に係る許可 【要望事項 14】
 3. 廃棄物区分及び品目分類等に関する要望事項 … 10頁
 - (1) 廃棄物品目の産業廃棄物種類の該当性に係る判断の統一化 【要望事項 15】
 - (2) 特別管理産業廃棄物の限定措置の撤廃 【要望事項 16】
 - (3) 地方公共団体の判断による産業廃棄物指定制度の創設及び業種指定の撤廃 【要望事項 17】
 - (4) 解体される建築物に放置された「残置物」の取り扱いの明確化 【要望事項 18】
 4. 再生利用の促進に関する要望事項 … 12頁
 - (1) 再生利用指定制度による再生資材等の広域利用の推進 【要望事項 19】
 5. 排出事業者責任の強化に関する要望事項 … 13頁
 - (1) WDSガイドラインの委託基準化 【要望事項 20】
 - (2) 契約品目以外の廃棄物が混入した場合の法的責任の明確化 【要望事項 21】
 - (3) 産業廃棄物の適正処理に要する費用負担の徹底 【要望事項 22】
 - (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付義務等の徹底・強化 【要望事項 23】
 6. 産業廃棄物処理業者の資質向上への支援に関する要望事項 … 15頁
 - (1) 業界が自主的に行う研修・講習等への支援措置 【要望事項 24】
 7. 地方ルールに関する要望事項 … 15頁
 - (1) 意見交換等の場の設定 【要望事項 25】
 - (2) 条例等の関係情報プラットフォームの整備 【要望事項 26】
 - (3) 「積み置き」の判断 【要望事項 27】
- < その他の関連法令 >
8. その他の関連法令に対する要望 … 16頁
 - (1) 建築基準法第51条ただし書き許可に係る規制緩和 【要望事項 28】
 - (2) 環境配慮契約法の強化 【要望事項 29】

< 廃棄物処理法関係 >

1. 産業廃棄物処理業の許可等に関する要望事項

(1) 産業廃棄物処理業の許可申請手続き等の一層の合理化及び効率化

産業廃棄物処理業の許可制度については、平成22年の廃棄物処理法の改正において、収集運搬業の許可（積替え保管なし）が都道府県知事に集約化されたことにより、一定の合理化が図られたところである。

一方、許可の申請に係る手続き面については、申請先の都道府県等によって添付書類を含む申請書類の様式が不合理に異なり、このために産業廃棄物処理業の許可等に係る行政手続きの電子化が遅々として進まないなどの課題が多く残されている。政府が目指す「高度情報通信ネットワーク社会の形成」を推進する意味でも、電子申請による行政手続きのワンストップサービスを実現するなど、これらの手続きの合理化及び効率化を行うことが重要と考える。以上のことから、次の事項を要望する。

【要望事項1】

産業廃棄物処理業の許可申請書類及び許可申請書添付書類の様式を全国統一のものとしていただきたい。

例えば、収集運搬車両の写真の撮り方や車両一覧表、事業計画書等の記載様式が都道府県等によってそれぞれ異なるケースがあり、申請者である事業者には合理性を欠く非効率な事務手続きを行うことが強制されている。これらの様式を全国統一のものとし、合理的かつ効率的な申請手続きとしていただきたい。

【要望事項2】

許可の申請や許可に係る届出を電子化し、複数の都道府県に亘る申請等の手続きをワンストップ化するための環境整備を進めるなど、行政手続きの一層の効率化を図っていただきたい。

特に、積替え保管を伴わない収集運搬業の許可や優良認定の申請及び審査については全国一律のものと考えられることから、早期に電子申請を可能とし、ワンストップ化の環境整備を早急に進めるよう要望する。

【要望事項3】

更新許可の申請に係る事務処理については、少なくとも標準処理期間を超過することのないようにしていただくとともに、一層の迅速化を図るようお願いしたい。また、更新許可証に記載される「許可の年月日」と従前の許可有効期限の満了日との間に空白の期間が生じないようにするなどの配慮をお願いしたい。

更新許可の手続きに長期間を要したため、取引先の排出事業者から当該許可が出されない理由の提示を求められるケースもあることから、事業者の取引に悪影響を及ぼさないよう迅速な事務処理をお願いしたい。また、更新の許可の申請後、従前の許可有効期限の満了日を超過して行われる更新の許可については、更新許可証記載の「許可の年月日」と従前の許可有効期限の満了日との間に空白の期間が生じるため、取引先からその空白期間についての説明を求められるケースがある。事業者の円滑な取引を確保する観点から、例えば当該の空白期間がない連続した日付の許可証の記載としていただく、あるいは当該の空白期間が廃棄物処理法に則った適正な手続きの結果であることを許可証に分かりやすく記載していただくなどの配慮をお願いしたい。

【要望事項4】

法人の役員変更等に伴う変更届出の期間を、現在の10日以内から少なくとも30日以内の期間とするなど合理的なものとしていただきたい。

法人役員や法人名称に変更があった場合に「変更の日から10日以内」の届出が義務付けられているが、登記手続きを考慮すると、この届出の期間は合理性を欠くものである。他業法における法人役員等の変更届出の事例を参考としつつ、少なくとも30日程度の期間としていただきたい。

(2) 優良産廃処理業者認定制度の優遇措置の拡充等**【要望事項5】**

優良産廃処理業者認定制度（優良認定制度）の認定業者（優良認定業者）に対する優遇措置を拡充していただきたい。

優遇措置の拡充の方向としては、次の例が考えられる。

- ・再資源化など一定の要件下における保管基準の緩和
- ・優良認定業者間での傭車を可能とするなど、建設工事等での機動的な処理の要請に対応するための再委託禁止の緩和

- 許可の有効期間のさらなる延長（例えば10年）
- 従来施設の能力と同等の施設への更新や、従来施設に比べて環境負荷の低減が可能な施設への更新など、一定の要件下における処理施設の設置許可の申請手続き（生活環境影響調査等）の軽減
- 上記の処理施設の設置に係る許可申請手続きの緩和に関連し、上記の一定の要件下における当該施設の設置については建築基準法第51条ただし書き許可の適用を不要とするなどの措置
- 国及び独立行政法人等に加え、地方公共団体等に対する環境配慮契約法に基づく産業廃棄物処理委託契約の義務付けの強化 等

優良認定制度は、産業廃棄物処理業の優良化を進めるとともに、排出事業者が必要とする情報を公開するとの重要な施策であるが、業界内では認定取得のメリットが少ないとの声が多く、産業廃棄物処理業者が認定取得に取り組もうとするためのインセンティブが不足しているという課題がある。このため優良認定業者に対する優遇措置の拡充が求められる。

【要望事項6】

優良認定の申請手続きに要する書面については、紙による書面にこだわらず、USBメモリーやCD等のデジタル情報の記録媒体による提出を可能としていただきたい。

優良認定の申請書をはじめ、申請書への添付が義務付けられている各種の誓約書や、情報公開を行っているインターネット画面等の資料については、紙媒体での提出に限らず、デジタル情報の記録媒体による提出を可能とすることを要望する。

【要望事項7】

優良認定基準のうち、特定不利益処分を受けて基準に不適合となった優良認定業者については、逐次の優良認定の取消しを行っていただきたい。

現在の優良認定制度は、優良認定業者が当該許可の有効期間の途中において、特定不利益処分を受けて優良認定基準に不適合の状態になったとしても、その時点で優良認定そのものを逐次に取り消す仕組みになっていない。このため、優良認定業者と特定不利益処分を受けたことによって優良認定基準に適合しなくなった外形上の優良認定業者が併存することとなり、結果として優良認定制度に対する社会的な信頼が低下するという好ましくない事態を招くことが懸念される。

このような事態を招かないよう、特定不利益処分を受けた優良認定業者については、逐次の優良認定の取消しを行うべきである。優良認定の取消しの措置としては、優良認定の許可証を返納させて当該許可の有効期間を7年から5年に短縮した許可証を交付することが考えられるが、当該許可の有効年月日との関係でそのような措置が困難である場合には、少なくとも優良認定が不適合となった旨が明示された許可証の交付を検討していただきたい。

(3) 欠格要件の見直し

【要望事項8】

法人の役員が欠格要件に該当するに至った場合の当該法人の許可の取扱いについては、次のように見直していただきたい。

- ・「業務とは関係のない法令違反（廃棄物処理法、浄化槽法、その他の環境関連法令以外の法令違反）によって、法人役員が廃棄物処理法の欠格要件に該当するに至ったときには、当該役員自らがその地位を速やかに辞任しない場合、またはその法人が当該役員について欠格者に該当したことを知った日から一定の期間のうちに当該役員を解任しない場合には、当該法人の許可を取り消すことができる」との裁量的な措置を設けることとされたい。
- ・また、「一定の期間」については、会社法及び当該法人の定款に定められた適正な手続きに基づき、役員を解任できるだけの十分な日数を考慮していただきたい。

廃棄物処理業務とは関係のない行為による法違反であっても、欠格要件に該当した場合には義務的に許可を取り消すとの措置は厳しすぎる。法人の役員とはいえ、当該法人が業務に関連性がない役員らの行為の全てを管理することはできない。業務とは無関係の行為による法令違反により、その役員が欠格要件に該当した場合については、一律に「義務的取消し」とするのではなく、「裁量的取消し」としていただきたい。

【要望事項9】

欠格要件における「黒幕」の該当性の判断については、その根拠を次のように明確化し、疑義が生じないようにしていただきたい。

- ・「行政処分の指針について」の「2 要件(4)②」において、廃棄物処理法第7条第5項第4号二の「法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者」、いわゆる「黒幕」の該当性の判断は、「取締役（いわゆる「平取締役」）と同様以上の支配力」であ

ることが明記されているが、これを徹底していただきたい。

- また、「取締役（いわゆる「平取締役」）と同等以上の支配力」に当たる具体的な行為等を同処分指針に例示していただき、「黒幕」の該当性の判断に疑義が生じないようにしていただきたい。

同指針では、「発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主」または「出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者」は、廃棄物処理法第7条第5項第4号ニの「法人に対する同等以上の支配力を有するものと認められる者」、いわゆる「黒幕」に該当する「蓋然性が高いと解される」とされている。

この趣旨は、当該の株主等は「黒幕」に該当する確率が高いことを注記しているに過ぎず、当該の株主等が当然に「黒幕」に該当することを意味するものではないと考えられる。したがって、当該の株主等であっても「取締役（いわゆる「平取締役」）と同等以上の支配力」を有しない者は欠格要件に該当しないはずであり、このことは同指針において他の事例として取り上げられている「会計参与」が会社法上の役員には該当するものの、廃棄物処理法上の役員には通常該当しないとされていることから明らかである。

産業廃棄物処理業は、従来、家族経営を始めとする中小零細企業が多い業界であったが、企業形態の多様化、大規模化が進み、株式上場企業も存在するようになっている。

こうした産業廃棄物処理業の経営状況の変化から、「発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主」等であることのみをもって、当然に欠格となったとして許可を取り消すようなことがあれば、産業廃棄物処理業界の適正な発展を阻害する深刻な要因となりかねないという懸念がある。現在においても、都道府県等が当該の株主等であることを理由に、法人の産業廃棄物処理業の許可を取り消す事例が散見される。

本来は業務執行の決定権や執行権を有しないはずの「黒幕」の存在は、事業者の組織運営における透明性の問題のみならず、法令遵守の観点からも問題があることから、「黒幕」をつくらない業界の自主的な取り組みが重要と認識している。しかしながら、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主が欠格となったとして機械的に取り消しを行うことは、当該の株主等を「黒幕」と認定するうえで、「平取締役と同等以上の支配力」という本来の判断がなされたのかどうか不明であり、事業者にとっては大きな不利益を被るおそれがある。

(4) 廃棄物処理法における「選別」の業の行為としての明確化

【要望事項10】

循環型社会の形成を促進するため、産業廃棄物処理業者が取り組む資源循環の事業に不可欠な中間処理に伴う「選別」については、産業廃棄物処理業の行為としての法的な位置付けを明確にしていきたい。

「選別」は、資源物と非資源物を仕分けるといふ、資源循環の入口に当たる重要な役割を有している。しかし、現在の産業廃棄物処理業に係る許可制度においては、この「選別」に廃棄物処理法上の法的な位置付けが与えられていないため、「選別は破碎に伴うもの」として、あえて破碎機の設置を指導する都道府県等があるなど、本業界における資源循環の事業に支障をきたす事例が見られる。循環型社会の形成に向けた本業界の取組みをさらに進めるには、このような支障を除去する必要があることから、資源循環の事業に不可欠である「選別」を産業廃棄物処理業の行為として認めていただきたい。なお、すでに破碎等に伴い選別を行っている事業者については、当該選別が現状のまま継続できるよう維持していただきたい。さらに、中間処理に伴う「選別」が法定された後において、現在許容されている積替え保管施設における有価物の回収（有価物の抜き取り、有価物の拾集）が引き続き行えるよう配慮されたい。

(5) 保管に関する規制の見直し

【要望事項11】

平成12年の廃棄物処理法の政省令改正によって、保管量の上限規制が全ての産業廃棄物に拡大されたが、この規制の影響により適切なリサイクルの実施等に支障をきたしているとの声が強い。このため、例えば有償譲渡が予定されている再生品の材料となる等の一定の要件を設定し、その要件を満たした廃棄物品目については、保管量の上限規制を緩和する等の措置を講じていただきたい。

(6) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の見直し

【要望事項12】

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度については、次の見直しを図っていただきたい。

- ① 産業廃棄物管理票交付等状況報告書様式は、廃棄物処理法施行規則第 8 条の 27 に「様式第 3 号」として定められているが、独自の判断によって報告事項等を追加した報告書様式を「様式第 3 号」としている都道府県等もある。このため、当該報告に係る事業者の事務を煩雑にしているケースがあることから、当該様式の統一化とともに、届出の電子化を図るよう徹底していただきたい。
- ② 環境省が策定された「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」（平成 25 年 10 月 7 日）の「4. 進捗管理」に示されている電子マニフェスト等の制度全体の点検を同省において実施し、利用者である産業廃棄物処理業者の意見を十分に反映した上で、電子マニフェストの利用実態面からの点検を行うとともに同制度の運用を含めた見直しを図っていただきたい。見直しにおいては、例えば以下の論点が考えられる。
- ・電子マニフェストの登録及び処理終了報告については、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の営業状況にあわせた期限を設定していただきたい。例えば、期限の日数には祝休日を含まないこととするなど、各事業者にとって合理的かつ運用可能な期限としていただきたい。
 - ・産業廃棄物の適正処理を確保する観点から、電子マニフェストの登録義務を委託基準化するとともに、排出事業者による電子マニフェストの登録の期限を可能な限り短くすること。排出事業者による登録の期限については、例えば「処理業者に引き渡した日の翌日（ただし祝休日を含まない。）まで」とするなどの見直しを図っていただきたい。

2. 産業廃棄物処理施設の許可等に関する要望事項

(1) 産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請手続きの合理化

【要望事項 13】

産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請手続きの合理化として、以下の事項の実現を要望する。

- ① 従来施設のメーカーが廃業していたり、メーカーが従来施設の製造を取りやめており在庫がないにもかかわらず、一部の都道府県等においては、従来施設と全く同じ型番の施設の入れ替えでない限り、入れ替える処理施設の処理能力が従来施設と同等であるとしても、新規許可の手続きが必要との指導をされている事例がある。この事例を含め、産業廃棄物処理施設の更新で以下に例示する一定の要件下においては、当該施設の設置に係る許可申請手続き（事前協議、生活環境影響調査、住民説明等）を軽減していただきたい。また、これに関連して、当該施設に係る建築基

準法第51条ただし書き許可の適用についても緩和する措置をお願いしたい。

- ・処理能力が従来施設と同等またはそれ以下の施設への更新
- ・従来施設に比べて環境負荷の低減が可能な施設への更新 等

② 廃棄物処理法第15条の2第3項の都道府県知事による専門的知識を有する者の意見聴取の場（以下、専門委員会という。）が一部の都道府県等においてなかなか開催されず、産業廃棄物処理業者の中に事業の円滑な進行に支障が出るおそれを懸念する声がある。専門委員会の開催時期の問題が少なくとも申請者の事業の進行を妨げる原因とならないよう、都道府県等が申請者と協議し、適切な時期に専門委員会を開催するように措置していただきたい。

（２）「移動式がれき類等破碎施設」の設置等に係る許可

【要望事項14】

移動式がれき類等破碎施設の設置等に係る許可については、排出事業者に「当分の間施設設置許可を不要」とする合理的な理由はなく、産業廃棄物処理業者と同様の措置とするべきである。

環境省は平成26年5月30日に「移動式がれき類等破碎施設に係る考え方及び設置許可申請に係る審査方法について」を通知されているが、産業廃棄物処理業者だけでなく、排出事業者が同施設を設置する場合においても同通知を踏まえた許可の取得を義務付けるべきである。加えて、中間処理施設の構内において移動させながら恒常的に処理を行う同施設についても、同様の措置としていただきたい。

3. 廃棄物区分及び品目分類等に関する要望事項

（１）廃棄物品目の産業廃棄物種類の該当性に係る判断の統一化

【要望事項15】

同一品目の産業廃棄物種類の該当性については、廃棄物処理法に基づく全国同一の判断となるよう措置していただきたい。

廃棄物品目の産業廃棄物種類の該当性に係る判断が地方公共団体によって異なるケースがあり、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の紐付け等で不都合な問題を発生させ

ている。また、当該の判断が地方公共団体によって異なれば、産業廃棄物処理業者の経営の安定性に支障を生じかねず、法的安定性の観点からも早急に改善すべき問題である。

(2) 特別管理産業廃棄物の限定措置の撤廃

【要望事項16】

適正処理の確保及び環境保全上の観点から、現在の特別管理産業廃棄物の定義に係る排出元を指定するなどの限定措置は合理性を欠くため、これを撤廃していただきたい。

特別管理産業廃棄物の業種及び品目等の限定措置は、都道府県等の指導の状況を勘案すると、その限定措置に果たして合理的な理由があるのかは大いに疑問である。例えば、特定有害産業廃棄物となる有害物質に該当する廃薬品や廃試薬については、廃棄物処理法の限定措置により法令上は特別管理産業廃棄物に該当しないとしても、処理の実態としては特別管理産業廃棄物と同等の取り扱いが求められている。したがって、この限定措置を設けていることに意味はなく、同措置の撤廃を求めるものである。

(3) 地方公共団体の判断による産業廃棄物指定制度の創設及び業種指定の撤廃

【要望事項17】

業種指定されている産業廃棄物とそれ以外の業種から排出される同一品目の廃棄物（以下、「同一品目の廃棄物」という。）や、個人が所有している毒劇物等及び所有者を特定できない残置物等の取り扱いについては、その排出元である地域の実情に応じて、地方公共団体が当該品目を産業廃棄物として取り扱うことが妥当と判断した場合に、産業廃棄物として委託処理することが可能となるような制度の創設をお願いしたい。

ただし、「同一品目の廃棄物」については、事業活動に伴い排出される廃棄物であることに変わりはないことから、本来は業種指定を撤廃する方向が望ましい。このため業種指定が撤廃されるのであれば、「同一品目の廃棄物」の取扱いは業種指定の撤廃によることとしていただきたい。

上記の同一品目の廃棄物については、地方公共団体の判断によってその取り扱いが異なる場合があり、処理を委託される産業廃棄物処理業者にとっては許可関係等で疑義を生じるケースが散見される。また、個人が所有している毒劇物等や空家等に放置された残置物等の取り扱いについても同じ性質の問題と考えられることから、これらの問題を

解決するためにも本制度の創設を要望する。市町村によっては、空家等に放置された残置物を、市町村が処理を行うことが實際上困難として、産業廃棄物処理業者に処理を検討させる場合があるが、産業廃棄物処理業者においては一般廃棄物処理施設の施設許可が必要であり、また、当該産業廃棄物処理業者が一般廃棄物を扱うことに法的な疑念を持たれかねない。

(4) 解体される建築物に放置された「残置物」の取り扱いの明確化

【要望事項18】

解体される建築物に放置された「残置物」の取扱いは、解体工事の請負に係る商習慣に基づくこととし、当該建設工事の元請事業者が「残置物」を廃棄物として撤去する場合には「建設工事に伴い生ずる廃棄物」として処理できるようにしていただきたい。

解体工事は「残置物の撤去」が請負の範囲に含まれることが通常（商習慣）と考えられることから、残置物を撤去するための具体的な方法の選択については、当該建設工事の元請事業者の責任によって判断されるべきものである。したがって、当該建設工事の元請事業者が解体工事の請負に係る事業を遂行するため、残置物の撤去方法として廃棄物処理を選択した場合には「建設工事に伴い生ずる廃棄物」の取り扱いを可能としていただきたい。なお、空家等に放置された残置物（解体工事を伴わないもの）は、要望事項の「(3) 地方公共団体の判断による産業廃棄物指定制度の創設」での対応を求める。

4. 再生利用の促進に関する要望事項

(1) 再生利用指定制度による再生資材等の広域利用の推進

【要望事項19】

再生利用指定制度については、個別指定を行った都道府県と同一の都道府県内での再生資材の利用（例えば建設汚泥の建設資材としての再生利用）に加え、その都道府県を越えて当該再生資材を利用しようとする、当該再生資材の受け入れ側の都道府県の理解が得られず利用できない事例がある。循環型社会の形成に向けた資源循環の取り組みを進める上で、再生資材等は広域での利用を前提とするべきであり、この観点からの制度の見直しを要望する。

5. 排出事業者責任の強化に関する要望事項

(1) WDSガイドラインの委託基準化

【要望事項20】

委託契約書の法定記載事項である「産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報の提供」については、少なくとも特別管理産業廃棄物に係る情報の提供を廃棄物処理法の委託基準中に独立した基準項目として設定するべきである。具体的には、WDSガイドライン（廃棄物情報の提供に関するガイドライン）の委託基準化を求める。

廃棄物処理法は「産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報の提供」を委託契約書の記載事項の一つとしているが、そもそも契約行為は委託者（排出事業者）と受託者（産業廃棄物処理業者）が経済的に対等な関係の中で締結されるものとは言えない。このため、適正処理の確保に必要な情報提供を産業廃棄物処理業者が排出事業者に求めても、経済的に優越した地位にある排出事業者が十分に応じているとは言い難い現状がある。

当該の情報提供が適切に履行されるためには、経済的な背景による影響を極力受けない制度設計が必要であり、排出事業者が遵守しなければならない委託基準の項目として明確に位置付けるべきである。

(2) 契約品目以外の廃棄物が混入した場合の法的責任の明確化

【要望事項21】

委託契約書に定める契約品目以外の廃棄物が混入した状態で、排出事業者が産業廃棄物処理業者に当該廃棄物を引き渡すことを禁じる法的措置を講じていただきたい。

委託契約書には、排出事業者が産業廃棄物処理業者に処理を委託する品目を明記しなければならないが、この契約事項が適切に履行されるためには排出時における分別の徹底が基本であり、その第一義的な責任は排出事業者にある。しかし、契約品目以外の廃棄物の混入によって産業廃棄物処理業者が損害を被った場合に、経済的に弱い立場にある産業廃棄物処理業者が排出事業者に対して賠償等を求めることは容易なことではない。このため、契約品目以外の廃棄物の混入についての排出事業者の法的責任を明確化するように求めるものである。

(3) 産業廃棄物の適正処理に要する費用負担の徹底

【要望事項22】

産業廃棄物の適正処理を確保する観点から、不当に低い処理委託費の強制等を排出事業者に禁じる一般的な禁止事項を廃棄物処理法に設けるほか、次の措置を求める。

- 不当に低い処理委託費の強制等は産業廃棄物の不適正処理を誘発しかねない行為であることを明らかにした上で、これを禁じる排出事業者の範囲には、民間事業者だけでなく、国及び地方公共団体等の公共機関が含まれることを明示すること。
- 特に公共機関が同禁止事項に違反した場合には、当該取引に係る産業廃棄物処理業の許可権者である都道府県知事等が必要な勧告を行う仕組みを設けること。
- 民間事業者が同禁止事項に違反した場合には、独占禁止法との連携による措置（例えば、公正取引委員会による認定基準等の設定）等を検討すること。
- 建設工事に伴い生ずる廃棄物については、措置命令の対象に当該建設工事を発注した事業者（個人の発注者は除外）を含めること。

(4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付義務等の徹底・強化

【要望事項23】

産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者に対してマニフェスト制度の適正な実行を徹底するとともに、例えば排出事業者によるマニフェストの交付義務を委託基準化するなど義務付けの強化を図っていただきたい。また、排出事業者が経済的に優越した立場を利用して、産業廃棄物処理業者にマニフェストの入手やマニフェストへの記入等は無償で行うことを要求するなど、適正処理のみならず公正な取引の観点からも好ましくないケースが散見されることから、このようなことが起こらないような措置を講じていただきたい。

排出事業者によるマニフェストの交付は、産業廃棄物の適正処理を確保するために必要な排出事業者責任の基本である。一方、現状においてはマニフェスト制度が全ての排出事業者に十分周知されているとは言えず、特にマニフェストの交付義務については約3割の排出事業者が不交付との実態が、ある地方公共団体の調査によって報告されている。マニフェスト不交付での産業廃棄物の引渡しは排出事業者と産業廃棄物処理業者の双方ともに違法であるが、産業廃棄物の引渡し時におけるマニフェスト交付義務の所在はそもそも排出事業者にあるはずであり、同交付義務の委託基準化を図るべきである。

6. 産業廃棄物処理業者の資質向上への支援に関する要望事項

(1) 業界が自主的に行う研修・講習等への支援措置

【要望事項24】

循環型社会の形成と適正処理の確保を推進するには、産業廃棄物処理業者のさらなる資質の向上が不可欠である。このため業界では従業員教育等の各種の研修・講習等を行っているが、このような人材育成の取り組みの法制度としての位置付けを検討されるとともに、将来的な拡充・強化に向け、公的な支援措置を検討していただきたい。

7. 地方ルールに関する要望事項

(1) 意見交換等の場の設定

【要望事項25】

地方公共団体の独自規制（地方ルール）について、国、地方公共団体、産業廃棄物処理業界の3者が意見を交換し、それぞれの主体が固有の課題に取り組むとともに、それらの課題を共有することができるような場を環境省が中心となり設定していただきたい。意見交換のテーマとしては、例えば次の課題が考えられる。

- ・ 住民同意
- ・ 事前協議
- ・ 許可申請書及び許可申請書添付書類の様式の全国統一化
- ・ 許可申請手続き等の電子化
- ・ 廃棄物該当性の判断
- ・ 廃棄物品目の判断 等

(2) 条例等の関係情報プラットフォームの整備

【要望事項26】

環境省が現在ホームページで開設している地方公共団体の条例及び要綱等の掲示版を発展させ、例えば産業廃棄物に係る地方ルールの情報を検索できるようなプラットフォームの整備を行っていただきたい。

(3) 「積み置き」の判断

【要望事項27】

収集運搬車両に産業廃棄物を積んだ状態で駐車する一時的な「積み置き」については、処理施設の営業時間内に搬入が間に合わない等の場合には「運搬の一環としての行為」としていただきたい。

収集運搬車両に産業廃棄物を積んだ状態で駐車する「積み置き」について、これを「保管行為」とする都道府県等がある。道路の渋滞・混雑等の外部的要因により、例えば処理施設の営業時間内に搬入が間に合わず、やむなく一時的に「積み置き」せざるを得ない状況も生じる。このような「積み置き」は運搬の一環としての行為であることは明らかであり、これを「保管行為」とするのは理不尽である。

<その他の関連法令>

8. その他の関連法令に対する要望

廃棄物処理法の改正とは直接の関係はないが、産業廃棄物処理業の事業に大きな影響を及ぼす次の関連法令の見直し等を要望する。

(1) 建築基準法第51条ただし書き許可に係る規制緩和

【要望事項28】

従来施設の能力と同等の施設への更新や、従来施設に比べて環境負荷の低減が可能な施設への更新など、一定の場合における当該更新施設の設置については、建築基準法第51条ただし書き許可を不要とするなどの規制緩和を措置していただきたい。とりわけ廃棄物処理法の優良認定業者が整備する上記施設については、特段の規制緩和措置をお願いしたい。

産業廃棄物処理施設は、建築基準法第51条の規定に基づく「その他政令で定める処理施設」に該当することから、それを建築するに当たっては都道府県都市計画審議会の議を経た後、特定行政庁の許可を受けることが必要とされている。しかし、新規に整備する施設だけでなく、従来施設の更新についても新規施設と同様の手続きを事業者が義務付ける場合があり、このような事例の中には過度な規制ではないかと思われるものが

ある。少なくとも、従来施設と同等の能力の施設であり、従来施設と比較して施設の周辺市街地環境への影響が同等の施設または周辺市街地環境への影響が小さくなる施設への入れ替えについては、建築基準法第51条ただし書き許可を不要とするなどの規制緩和をお願いするものである。

(2) 環境配慮契約法の強化

【要望事項29】

環境配慮契約法の契約類型の一つである産業廃棄物の処理に係る契約の実施について、国及び独立行政法人等の義務を徹底するとともに、地方公共団体等に対する義務付けを少なくとも国等と同程度に強化していただきたい。また、廃棄物処理法では元請事業者責任とされている建設廃棄物（建設工事に伴い生ずる廃棄物）の処理に係る取り扱いについても、当該産業廃棄物を発生する建設工事の発注者が国等や地方公共団体等の公共機関であることを重視し、適正処理を確保するために必要な処理費用の負担をこれら国等に義務付けるべきである。

以上